

〔研究ノート〕

フランス経済社会環境評議会関係法令集

小川 有希子・奥村 公輔・徳永 貴志

1. はじめに（解題）

本稿は、フランスの経済社会環境評議会の地位・組織・権限・機能に関する研究のための資料として、その設置根拠であるフランス共和国憲法第11章（→2）および経済社会環境評議会に係る組織法律（Loi organique: 第五共和政において、公権力の組織と運営の態様を定める法律）について定める1958年12月29日オルドナンス第58-1360号（→3）を翻訳するものである。

憲法は、諮問機関たる経済社会環境評議会の基本的権限を定めるにとどめ、経済社会環境評議会が諮問を受けるための要件やその構成・運営等に係る細目を、組織法律に委ねている。フランスでは、法律の領域に属する事項を、政府がオルドナンスという形式で立法することを認めており（憲法38条）、経済社会環境評議会に関する事項は、1958年のオルドナンスで定められた後、組織法律として執行された。法律の領域に属する事項についてオルドナンスを改正するには、法律によらなければならないため、1958年のオルドナンスは、経済社会環境評議会に係る組織法律について定める1958年12月29日オルドナンス第58-1360号を改正する1984年6月27日組織法律第84-499号、経済社会環境評議会に関する2010年6月28日組織法律第2010-704号および経済社会環境評議会に関する2021年1月15日組織法律第2021-27号（以下、「2001年法」）による改正を経て、現在に至っている。本稿で訳出するオルドナンスは、2021年の改正を反映させたものである。

経済社会環境評議会は、今日、フランスの社会民主主義にとって不可欠の役割を担っている。社会民主主義の定義は一様ではないが、社会的市民権 (citoyenneté sociale) の構築を促進し、かつ市民の公的生活への参加を政府に導入させる政治運動の傾向¹を意味し、工業化と競争が進む産業革命期に、ルイ・ブランの著作『労働の組織』(1839年)において登場した概念を発展させたものとされる²。法律を制定する普通選挙と労働権 (droit du travail) を生成する団体とが、共和国を前進させるための両輪であると説いたブランは、1848年2月25日に、各職能団体の代表から構成され、労働者の実態、労働条件、生活状況等の調査・改善に係る立案等を担うリュクサンブール委員会 (Commission du Luxembourg) を設置するが、中間団体への不信を払拭できていないフランス社会は、同委員会を即座に受け入れることができなかった。

1884年の職業組合法と1901年の結社法を経た戦間期の1925年、国家経済評議会 (Conseil national économique) が、「国の経済生活に影響を与える問題を研究し、解決策を模索し、その解決策の採用を公的当局に提案する」ことを使命として創設され³、経済社会環境評議会の原型となる。1946年の第四共和国憲法は、政府提出法律案および議員提出法律案について調査する権限を有する機関として、経済評議会 (Conseil économique) を設置した (25条)。そして、1958年憲法によって設置された経済社会評議会 (Conseil économique et social) が、2008年の憲法改正により現在の経済社会環境評議会に改組された。

1925年の創設以来、国の経済的および社会的勢力を代表する責任を負い、その構成と属性を市民社会のニーズに合わせて変化させてきた評議会は、2008年憲法改正に基づく改革では、諮問を受ける対象を環境問題

¹ Serge Braudo, Dictionnaire juridique, <https://www.dictionnaire-juridique.com/definition/democratie-sociale.php>.

² Guillaume Malaurie, La démocratie sociale n'est pas un gros mot et Macron devrait s'en souvenir, 29 mars 2023, Challenges, https://www.challenges.fr/idees/la-democratie-sociale-n-est-pas-un-gros-mot-et-macron-devrait-s-en-souvenir_850425.

³ 国家経済評議会に関する1925年1月16日デクレ (1925年1月17日官報)。

に拡大しただけではなく、市民からの請願の方法により諮問を受けることができるようになった。2008年憲法改正を受けて制定された2010年組織法律は、自然と環境の保護部門の代表を確保するとともに、平等の観点から、若者・学生の代表を明記している。

その後、2017年にマクロンが大統領に就任すると、経済社会環境評議会を市民社会院 (Chambre de la société civile) に改め、233名を上限とする構成員数を最大155名にまで削減すること、市民社会院は、経済的、社会的小および環境的性質の問題、とりわけ公権力による決定の長期的な影響について公的当局を啓発する使命を担うこと、政府提出法律案、デクレおよびオルドナンスについては内閣から、議員提出法律案については議員から、内閣による審査に先立ち諮問を受け得ること、経済的、社会的、環境的性質のあらゆる問題について内閣と議院が諮問することができること等を盛り込んだ改革案が、憲法改正案として提出された⁴。この憲法改正案は、成立には至らなかったものの、構成員数の削減や抽選で選ばれた市民の参加、デジタル形式による請願など、その一部は、2021年法で採用された。

政府提出法律案として提案された2021年法は、以下3つを示している。第1に、経済、社会、環境問題に関して、将来世代に与える影響をより適切に測定し、政府と議会の両方に将来に向けた展望を提供する、という役割を果たすために、抽選手続を用いて参加者を決定し、市民協議 (consultation du public) を開催すること、第2に、請願の方法による諮問の枠組みを刷新し、電子メールで請願を受けることを可能にすること、第3に、市民社会フォーラムとしての評議会を形成するために、評議会に代表されていない市民社会の構成要素 (地方公共団体など) の代表者、抽選で選ばれた者を、評議会の活動に参加させることができるようにすること、である。

このようなフランス経済社会環境評議会に関する法令を翻訳する本

⁴ Projet de loi constitutionnelle n°911 pour une démocratie plus représentative, responsable et efficace.

稿は、これまでわが国の憲法学において本格的に検討されてこなかったフランス経済社会環境評議会研究の嚆矢となるものであり、関係法令を翻訳することそれ自体を目的とするものではない。本稿が、経済社会環境評議会を検討する他の研究者にとっても役立てば幸いである。なお、本稿で取り扱うテキストについては、フランス政府の管理する法令検索サイト「Legifrance」(<https://www.legifrance.gouv.fr/>)を参照した(2023年11月10日最終閲覧)。

2. フランス共和国憲法(1958年10月4日)(抄)(最終改正、2008年7月23日)

第69条〔法令案に関する諮問〕

- ① 経済社会環境評議会は、内閣の諮問により、同評議会に付託された政府提出法律案、オルドナンス案又は政令〔デクレ〕案及び議員提出法律案について意見を答申する。
- ② 経済社会環境評議会は、同評議会に付託された政府提出法令案又は議員提出法律案についての答申を両議院で説明するために、その構成員の1名を指名することができる。
- ③ 経済社会環境評議会は、組織法律の定める要件の下で、請願の方法により諮問を受けることができる。経済社会環境評議会は、請願を審査した後、内閣及び国会に、それに対して提案すべき検討結果を通知しなければならない。

第70条〔経済社会環境問題に関する諮問〕

経済社会環境評議会は、経済、社会又は環境に関するあらゆる問題について、内閣及び国会から諮問を受けることができる。内閣は、公財政の複数年の方針を定める政府提出計画策定法律案についても経済社会環境評議会に諮問することができる。経済、社会若しくは環境に関する計画又は政府提出計画策定法律案はすべて、答申を求めて経済社会環境評議会に付託される。

第71条〔構成及び運営規則〕

経済社会環境評議会の構成及び運営規則は、その構成員が233名を超えないという留保の下で、組織法律により定める。

3. 経済社会環境評議会に係る組織法律について定める 1958年12月29日オルドナンス58-1360号（最終 改正、2021年1月15日）

第1編 職務と権限（第1条～第6-1条）

第1条〔地位・職務〕

- ① 経済社会環境評議会は、公的機関からの諮問を受ける会議体である。
- ② 経済社会環境評議会は、国の主要な活動を代表することにより、それらの活動の連携を促進し、また、それらの活動の国家経済社会環境政策への参画を確保する。
- ③ 経済社会環境評議会は、経済、社会及び環境分野の発展状況を調査し、必要と判断される変化への対応を勧告する。
- ④ 経済社会環境評議会は、権限の行使にあたり、地方公共団体又はその関連団体への通知の後、それらの地方公共団体又はその関連団体のもとで設立された一又は複数の諮問機関に対して諮問することができる。
- ⑤ 経済社会環境評議会は、欧州及び諸外国の関係機関との対話と協力のための政策を推進する。

第2条〔権限〕

- ① 経済社会環境評議会は、答申をするために、経済、社会及び環境に関する政府提出計画法律案及び計画策定法律案について、首相により義務的に諮問を受ける。経済社会環境評議会は、事前にこれらの法律案の作成に関与することができる。
- ② 経済社会環境評議会は、答申をするために、その所管に属する公財政の複数年の方針に関する政府提出計画策定法律案、政府提出法律案、

オルドナンス案又はデクレ案及び議員提出法律案について、首相により諮問を受けることができる。

- ③ 経済社会環境評議会は、同様に、経済、社会又は環境に関するあらゆる問題について、首相、国民議会議長又は元老院議長により諮問を受けることができる。
- ④ 経済社会環境評議会は、首相、国民議会議長又は元老院議長による答申の要請に基づいて諮問を受けることができる。
- ⑤ 経済社会環境評議会は、前二項に規定する場合において、首相が緊急を宣言したときは、1か月以内に答申する。

第3条〔内閣及び国会への注意喚起等〕

- ① 経済社会環境評議会は、自らの発意により、必要と判断される改革について内閣及び国会の注意を喚起することができる。
- ② 経済社会環境評議会は、経済、社会又は環境に関する公共政策の評価に貢献する。

第4条〔答申に対してとられた対応の公表〕

毎年、首相は、経済社会環境評議会の答申に対して取った対応を公表する。

第4-1条〔請願に基づく諮問〕

- ① 経済社会環境評議会は、経済、社会及び環境に関するあらゆる問題について、請願の方法により諮問を受けることができる。
- ② 請願書は、フランス語で作成され、経済社会環境評議会に対して、書面により、郵便により、又は電子メールにより提出される。請願書は、16歳以上の、フランス国籍を有するか又はフランスに合法的に居住する15万人以上の者により、同一の期間内に提出される。署名の収集期間は、請願書の提出日から1年間とする。
- ③ 身元を確認するために署名者から収集する情報は、国家情報処理・自由委員会と協議の上、國務院の議を経たデクレで定める。
- ④ 請願書は、1名の代表者により、経済社会環境評議会議長に提出される。経済社会環境評議会理事部は、本条に定める要件に照らして請

願書の受理の可否を決定し、その決定を1名の代表者に通知する。経済社会環境評議会は、決定の日から6か月以内に、受理された請願書によって提起された問題及びそれに対して提案する措置について、本会議で意見を述べる。

- ⑤ 経済社会環境評議会の答申は、首相、国民議会議長、元老院議長及び1名の請願代表者に通知する。経済社会環境評議会の答申は、官報で公示する。

第4-2条〔市民が関与する場合の準則〕

- ① 経済社会環境評議会が、市民協議又は委員会の活動への参加によりその職務遂行に市民を関与させる場合、当該関与の態様は、誠実性、平等、透明性及び公平性を保障する。関与する市民の範囲の定義は、市民協議又は参加の対象に適した代表を確保する。
- ② 経済社会環境評議会は、関与する市民に対して、市民協議又は〔委員会の活動への〕参加の対象及びその態様について明確かつ十分な情報が自由に利用できるようにし、参加のための合理的期間を保障し、適切な時期に結果又は予定される対応が示されるよう留意する。

第4-3条〔市民協議〕

- ① 経済社会環境評議会は、その職務を遂行するために、自らの発意により又は首相、国民議会議長若しくは元老院議長の要求により、その所管に属する事項について、市民協議に付託することができる。経済社会環境評議会は、市民協議への参加者を決定するために、抽選手続を定めることができる。そのために、経済社会環境評議会は、第4-2条に規定された保障が遵守されていることを監視する中立性及び公平性の義務を負う1名又は複数名の責任者を任命する。
- ② 抽選手続は、共和国の領土、特に海外領土の均衡の取れた代表を確保し、参加者の男女同数を保障する。
- ③ 経済社会環境評議会は、本条の定める市民協議の結果を公表し、首相、国民議会議長及び元老院議長に送付する。

第5条〔国会での法律案に関する答申の説明〕

経済社会環境評議会は、同評議会に付託された政府提出法律案又は議員提出法律案に関する同評議会の答申を、両議院に対して説明するため、同評議会の1名の構成員を指名することができる。

第6条〔本会議・常任委員会・臨時委員会・理事部〕

- ① 経済社会環境評議会の答申は、本会議、常任委員会又は臨時委員会によって採択される。委員会は、経済社会環境評議会の理事部により案件を付託される。
- ② 経済社会環境評議会の理事部は、自らの発意により又は諮問を行った内閣若しくは議院の要求により、簡略化手続の適用を決定することができる。所管委員会は、3週間以内に答申案を提出し、理事部の承認を得なければならない。当該答申案は、議長又は経済社会環境評議会構成員の3分の1以上が、この期間内に本会議での審議を要求した場合は除いて、理事部による承認の3日後に同評議会の答申となる。
- ③ 経済社会環境評議会の答申は、同評議会の理事部から、首相、国民議会議長及び元老院議長に送付される。

第6-1条〔特例等〕

- ① 労働法典L第1条に規定された事前協議は別として、またフランスの国際協約遵守の留保の下に、経済社会環境評議会が経済、社会又は環境に関する問題に係る政府提出法律案について諮問を受ける場合、憲法第72条及び憲法第72条の3に規定された地方公共団体、それらの地方公共団体を代表する国家的諮問機関、独立行政機関又は独立公的機関、並びに、裁判官、公務員及び軍人の地位に関する委員会による諮問の場合は除いて、内閣は法律又は命令の規定の適用において予定された諮問を行わない。
- ② 経済社会環境評議会は、本条第1項に規定する諮問の対象となる主題について、所管の諮問機関の答申を求めることができる。

第2編 構成と組織（第7条～第14条）

第7条〔構成〕

I

経済社会環境評議会は、175名の構成員で構成される。その構成は以下の通りである。

- 一 賃金労働者の代表52名。
- 二 企業、農家、職人、自由業、共済組合、協同組合、商工会議所の代表52名。
- 三 海外領土の代表8名を含む、社会的及び地域的結合と団体生活のための代表45名。
- 四 自然及び環境保護のための代表26名。

II

- ① Iの第1号及び第2号に規定された構成員は、分野ごとに、最も代表的な労働組合及び専門職能団体並びに商工会の連合機関により任命される。
- ② 多元的代表的確保するため、国民議会議長が任命する3名の国民議會議員、元老院議長が任命する3名の元老院議員、経済社会環境評議會議長が任命する3名の経済社会環境評議会構成員、國務院副長官が任命する1名の國務院構成員、及び会計検査院院長が任命する1名の会計検査院検査官で構成される委員会が、任期満了の6か月前までに、経済社会環境評議会の構成員の更新を提案する責任を負う。
- ③ 國務院の議を経たデクレが、経済社会環境評議会構成員の分配と任命要件を定める。
- ④ 各組織又は各機関は、任命又は提案する経済社会環境評議会構成員の男女差が1を超えないように留意しなければならない。

III

経済社会環境評議会構成員は、その内部規則に定められた要件にしたがって複数の集団に分配される。

第7-1条〔兼職禁止〕

- ① 選挙法典LO第139条及びLO第297条の規定により、経済社会環境評議会の構成員の資格は、国民議会議員又は元老院議員の職と兼任できない。また、経済社会環境評議会の構成員は、欧州議会議員とも兼任できない。
- ② 経済社会環境評議会の構成員は、その任期中、当該資格において任命された場合を除き、独立行政機関又は独立公的機関に在籍することはできない。

第8条（廃止）

第9条〔構成員の任期等〕

- ① 経済社会環境評議会の構成員は、任期5年とする。
- ② 経済社会環境評議会の構成員は、連続して2期を超えて務めることはできない。
- ③ 経済社会環境評議会の構成員は、任期中に任命時の資格を失った場合、強制的に辞任が宣告され、後任の構成員が任命される。
- ④ 理由の如何を問わず構成員が欠員となった場合は、残任期間に対して後任の構成員が任命される。残任期間が3年に満たない場合、後任者は第2項の適用において後任期間を算入しない。

第10条〔任命に関する争いの裁定〕

経済社会環境評議会の構成員の任命に関する争いは、国務院が裁定する。

第10-1条〔利益相反等〕

I

経済社会環境評議会の構成員の利益相反とは、ある公益と、自身が代表する組織とは無関係の別の公益又は私益との間に競合関係が存在し、それが独立、公平かつ客観的な職務の遂行に影響を及ぼす又は及ぼすような外観を有するあらゆる状況を指す。

II

- ① 経済社会環境評議会の構成員は、任命後2か月以内に、任命日及び

任命日以前の5年間に存在した利害関係を示す申告書を、経済社会環境評議会の倫理担当機関及び公的生活の透明性に関する高等機関の長に、自ら提出する。

- ② 利害関係に大幅な変更があった場合は、2か月以内に同様の形式で申告する。
- ③ 経済社会環境評議会の構成員は、利害関係の申告書に自らの所見を添えることができる。
- ④ 公的生活の透明性に関する2013年10月11日法律第2013-907号第4条Ⅲ及びⅣは、経済社会環境評議会の構成員の利害関係の申告に適用する。
- ⑤ 第4条第5項、第10条第1項、第20条第2項及び第26条は、経済社会環境評議会の構成員に適用する。
- ⑥ 公的生活の透明性に関する高等機関は、経済社会環境評議会の構成員が本条に定める義務を遵守していないと認めた場合、その旨を同評議会議長に通知する。

第11条〔常任委員会〕

- ① 経済社会環境評議会の内部に、経済、社会及び環境に関する主要な問題を調査する常任委員会を設置する。
- ② 常任委員会の所管に属しない特定の問題を調査するために、経済社会環境評議会の内部に常任代表団及び臨時委員会を設置することができる。
- ③ 経済社会環境評議会規則は、常任委員会及び代表団の一覧表、権限並びに構成を定める。

第12条〔委員会〕

- ① 委員会は、経済社会環境評議会の構成員により構成する。
- ② 以下の者は、参考人として及び特定の任務のために、委員会の活動に参加することができる。

一 地方公共団体又はその関連団体の下で設立された諮問機関の代表者。

二 第4-2条に規定された保障を遵守する態様に従い抽選により選ばれた者。

- ③ 本条〔第2項〕第1号及び第2号に規定された者の任命及び委員会の活動への参加の態様は、経済社会環境評議会規則により定める。その任命及び任期は公表する。
- ④ 委員会は、自らの発意により、その所管に属するすべての者の聴聞を行うことができる。

第13条（廃止）

第14条〔理事部〕

- ① 経済社会環境評議会の本会議は、理事部構成員を選出する。理事部は、議長と各団体1名の代表者により構成する。
- ② 経済社会環境評議会の事務総長は、理事部の会合に出席する。事務総長は、理事部の会合の議事録を作成する。
- ③ 常任委員会の委員長は、理事部の構成員でない場合、参考人として、理事部の会合に出席を求めることができる。

第3編 運営（第15条～第25条）

第15条〔内部規則〕

経済社会環境評議会は、理事部の提案に基づいて、同評議会内部規則を定め、同内部規則は、デクレにより承認されなければならない。

第15-1条〔倫理規定〕

- ① 経済社会環境評議会は、理事部の提案に基づいて、同評議会倫理規定を定め、同倫理規定は、デクレにより承認されなければならない。同倫理規定は、経済社会環境評議会の構成員及び同評議会の審議に参加する外部の人物にも適用される準則を定める。
- ② 倫理担当機関は、倫理規定の遵守を確保する。倫理担当機関の構成は、経済社会環境評議会の内部規則により定める。

第16条〔開催〕

経済社会環境評議会は、同評議会内部規則により定められた態様に基づいて開催する。経済社会環境評議会は、内閣、国民議会議長又は元老

院議長の要請により、特別会を開催することができる。

第17条〔構成員の招集〕

経済社会環境評議会の構成員は、前条に規定された各場合において、経済社会環境評議会議長により招集される。

第18条〔本会議の原則公開・委員会の非公開等〕

- ① 経済社会環境評議会の本会議の審議は、本会議の反対の決定がある場合を除いて、公開する。経済社会環境評議会の委員会の審議は公開しない。
- ② これらの審議の議事録は、経済社会環境評議会が首相の発意で諮問を受けた場合には首相に、同評議会が国会のいずれかの議院の発意で諮問を受けた場合には国民議会議長又は元老院議長に、5日以内に送付される。

第19条〔関係者の出席及び意見聴取〕

内閣構成員及び内閣構成員により任命された委員並びに国会議員は、それぞれ自身に関係する事項について、経済社会環境評議会の本会議及び委員会に出席することができる。内閣構成員及び内閣構成員により任命された委員並びに国会議員は、自身が要求するとき、意見聴取を受けることができる。

第20条〔投票権〕

投票権は本会議及び委員会のいずれにおいても一身専属である。投票権は委任することができない。

第21条〔答申及び報告書の通知〕

経済社会環境評議会の本会議の答申及び報告書は、官報への公示を確保する内閣により、場合に依りて定められる期限内に、理事部から首相に通知される。当該答申及び報告書は、また、国民議会議長及び元老院議長にも通知される。

第22条〔各種手当・年次活動報告書〕

- ① 経済社会環境評議会の構成員は、その額が国会議員手当〔歳費〕の3分の1を超えない範囲で報酬を受け取り、また、出席日数に応じて計

算された手当を受け取る。

- ② 経済社会環境評議会の構成員は、それぞれの経費手当を受け取る。経済社会環境評議会の各構成員によるこの手当の使用は、その職務の遂行に関連したものでなければならない。職務経費の一覧表は、会計係の提案に基づいて、かつ、倫理担当機関の意見を聞いた後に、理事部により決定される。
- ③ 本条で定める報酬及び手当の額はデクレにより定める。
- ④ 第12条第1号及び第2号を適用して任命された者に支払われる手当の額は、デクレにより定める。
- ⑤ 経済社会環境評議会の構成員は、各自、年次活動報告書を議長に提出する。本年次活動報告書は、経済社会環境評議会のウェブサイトにて公表する。

第23条〔予算管理〕

- ① 経済社会環境評議会の運営に必要な予算は、公的支出の統制に関する1922年8月10日法律の諸規定を適用することなく、同評議会により管理される。
- ② 経済社会環境評議会の会計は、会計検査院の統制に付される。

第23条の2〔行政部局〕

- ① 経済社会環境評議会の行政部局は、議長の下に置かれ、理事部の委任により活動する。
- ② 行政部局の人員の管理に関する諸決定は、理事部の名で、かつ、事務総長の提案に基づいて、経済社会環境評議会議長により行われる。

第24条〔事務総長〕

- ① 経済社会環境評議会の事務総長は、理事部の提案に基づいてデクレにより任命する。
- ② 経済社会環境評議会議長の下で、事務総長は、同評議会の行政部局を指揮し、行政部局内の諸審議を運営する。

第25条〔経済社会環境評議会の施設〕

内閣は、経済社会環境評議会の運営に必要な施設を同評議会に提供す

る。

第4編 欧州共同体における権限（廃止）

第26条（廃止）

第5編 諸規定（第28条）

第27条（廃止）

第28条〔国務院の議を経たデクレの定める諸規定〕

国務院の議を経たデクレは、必要に応じて、本オルドナンスの適用細則及び必要であることが明確となった経過措置を定める。

第29条〔官報での公示等〕

本オルドナンスは、フランス共和国官報で公示し、組織法律として執行する。